

日弁連総第3号  
2014年（平成26年）4月22日

元東京都知事 石原 慎太郎 殿

日本弁護士連合会  
会長 村越 進

## 警 告 書

当連合会は、Xほか2名の申立てに係る人権救済申立事件（2011年度第22号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり警告する。

### 第1 警告の趣旨

貴殿は、東京都を統轄し、代表する東京都知事であった時に以下の各発言を行った事実が認められる。

- 2010年（平成22年）12月3日、18歳未満の青少年の福祉を害するおそれがある書籍、雑誌、映画、がん具等の販売、頒布、貸付、観覧等について、自主規制を求めたり、不健全であることを指定したりすること等を定める東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「東京都青少年健全育成条例」という。）について、東京都庁を訪れて条例改正案の成立を求める要望書を提出した東京都小学校PTA協議会等5団体の代表者に対し、東京都知事として「子供だけじゃなくて、テレビなんかにも同性愛者が平気が出るでしょ。日本は野放図になり過ぎている。使命感を持ってやります」等と発言した。
- 同年12月7日、都政記者クラブ所属の記者から上記1の発言の真意について質問を受け、東京都知事として「(同性愛者は) どこかやっぱり足りない感じがする。遺伝とかのせいでしょう。マイノリティーで気の毒ですよ」等と発言した。
- 週刊ポスト2011年（平成23年）2月25日号45頁以下に掲載された記事「我欲の時代だからこそ軍隊経験で修練を」において、東京都知事として、東京都青少年健全育成条例による規制の必要性を説く前段で、日本を駄目にする「我欲を満たすための野放図な害悪」として「同性愛の男性が女装して、婦人用化粧品のコマーシャルに出てくるような社会は、キリスト教社会でもイス

ラム教社会でもあり得ない。日本だけがあってもいいという考え方はできない」等と主張（発言）した。

これらの発言はいずれも、東京都知事としての発言であり、同性愛者等の性的少数者（以下「性的少数者」という。）を蔑視し、社会から排除しようとする差別発言であるとともに、性的少数者に対する差別あるいは差別意識を助長する発言であり、性的少数者の人権を侵害している。そのため当連合会は、現在も衆議院議員であり、政党の共同代表でもある貴殿に対し、これまで差別発言による人権侵害を二度にわたって指摘し、要望及び警告をしてきたことを踏まえ、貴殿による度重なる人権侵害発言は極めて重大であると判断し、他者の人権を侵害する差別発言をこれ以上繰り返さないよう強く反省を求め、再度警告する。

## 第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

東京都知事による性的少数者差別発言  
に関する人権救済申立事件  
調査報告書

2014年4月18日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 東京都知事による性的少数者差別発言に関する人権救済申立事件（2011年度第22号）

受付日 2011年（平成23年）9月16日

申立人 Xほか2名

相手方 元東京都知事石原慎太郎氏，東京都

## 第1 結論

相手方らのうち，元東京都知事石原慎太郎氏に対し，別紙警告書記載のとおり警告を行うのが相当である。東京都に対する申立ては，不措置とする。

## 第2 申立ての趣旨

申立人らは下記1～3について，人権擁護委員会による警告及びその執行を求めている。

- 1 元東京都知事の石原慎太郎氏が，東京都知事として行った各発言（第3の3記載の第1発言ないし第3発言）は，同性愛者等性的少数者の存在を社会から排除する意思を表明し，性的少数者を蔑視してその心の平安と生活の平穏を奪う差別発言であるから，元知事及び東京都は，各発言を撤回し，謝罪する措置をとること。
- 2 元知事は今後，性的少数者に対する差別発言等の人権侵害発言をしないこと。
- 3 東京都は今後，性的少数者の人権に関し，東京都知事その他職員への研修の実施，東京都民への啓発の促進，人権侵害に関する相談窓口の設置及び充実，並びに人権状況に関する公的調査活動の実施等の人権擁護施策を導入し，推進すること。

## 第3 申立人らの主張

### 1 申立人ら

申立人らはいずれも，生物学上の性別が男性，性自認も男性で，性的指向は同性愛である男性同性愛者であり，性的少数者である。

### 2 性的少数者の人権

- (1) 個人の尊厳の確保は，個々の人間が生来的に有する前国家的な基本的人権であり，公権力やその他の権力との間で，個人や特定の社会的集団が排除されたり差別されたりすることなく平等に取り扱われることで実現されるのであるから，性的少数者においても，人類普遍の原理として，公権力やその他の権力から社会的存在として排除を受けるおそれがなく，蔑視にさらされな

い状態として実現されるべきである。

(2) 性的少数者の人権を保障することは、下記①～⑦の事実から、国際人権規約による人権規範の当然の前提となっている。

- ① 国連の自由権規約人権委員会が、成人同士の合意に基づく同性間の性行為を禁止するオーストラリアの州法規定や、同国で同性のパートナーに遺族年金が支給されなかったことを、同規約違反と判断した。
- ② 欧州人権裁判所が、欧州人権条約の解釈において、性的少数者の人権を前提とした判決を下している。
- ③ 国際人権の専門家による委員会が2006年(平成18年)11月に「性的指向および性自認に関連する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則」を採択した。
- ④ 国連総会で日本を含む66か国が2008年(平成20年)12月、共同提案で「人権と性的指向と性自認に関する声明」を提出した。
- ⑤ 国連人権理事会が2011年(平成23年)6月に「人権、性的指向、性自認に関する決議」を採択した。
- ⑥ 国連自由権規約人権委員会が日本政府に対し、同性カップルが公営住宅に入居できないことや、同性のパートナーによる暴力からの保護を配偶者暴力防止法から排除していることに懸念を示し「差別を禁止する事由に性的指向が含まれるように法律を改正することを検討し、未婚の異性の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われることを確保すべきである」等と勧告した。
- ⑦ 国連人権理事会が日本政府に対し「性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃する措置」を勧告した。

(3) 日本国内でも、下記①～⑤の事実から、性的少数者は個人として尊重され、属性によって差別されないことが保障されている。

- ① 日本政府が国際人権自由権規約を批准し、同規約が国内法的効力を有している。
- ② 日本国憲法13条が個人の尊重や幸福追求権を保障し、14条が法の下の平等を保障している。
- ③ 東京都府中青年の家事件の東京地裁及び東京高裁の判決が、同性愛者による施設の利用拒否を違法とした。
- ④ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が2003年(平成15年)に成立した。
- ⑤ 法務省や東京都等が毎年実施する人権啓発活動の強調事項に性的指向及

び性同一性障害を理由とする差別をなくす旨が含まれている。

- (4) したがって、性的少数者の権利の問題は人権問題と捉えるべきであり、性的少数者の権利は、国際法的にも国内法的にも人権として実定法上の根拠を有し、具体的な法規範性を有していると認められる。

### 3 元東京都知事石原慎太郎氏による人権侵害

- (1) 元知事は、東京都知事であった2010年（平成22年）12月3日、都政記者クラブ所属の毎日新聞社の記者に対して「子どもだけじゃなくて、テレビなんかにも同性愛者が平気で出るでしょ。日本は、野放図になり過ぎている。使命感を持ってやります。」と発言し（以下「第1発言」という。）、第1発言は毎日新聞で報道され、インターネットを通じて全世界に広く配信された。

第1発言は、元知事が成立・施行に意欲を示していた「性的表現を含む漫画等の規制に関する条例」と併せて、同性愛者は後ろめたい存在でありテレビ出演すべき存在ではないことを示し、同性愛者のテレビ出演は規制されるべきであるにもかかわらず規制されていないため、規制することに「使命感を持って」臨むことを広く表明したもので、テレビ等のメディアにおける同性愛に関する表現や同性愛者自身のメディア出演を規制し、同性愛者等性的少数者を社会的存在として排除すべきであるとの趣旨で公人が発言したものである。

- (2) 元知事は、東京都知事であった2010年（平成22年）12月7日、都政記者クラブ所属の毎日新聞社の記者に対して、同性愛者について「どこかやっぱり足りない感じがする。遺伝とかのせいでしょう。マイノリティーで気の毒ですよ」と発言し（以下「第2発言」という。）、第2発言も毎日新聞で報道され、インターネットを通じて全世界に広く配信された。

第2発言は、同性愛者について、同性愛者以外の者より劣る存在であり、その原因は絶対的で変更不可能であるとの評価を広く表明し、障害者や社会における少数者（マイノリティー）等に対する差別意識を前提に、公人の立場で、同性愛者等性的少数者を社会的存在として排除し、蔑視する趣旨の発言である。

- (3) 元知事は「差別でいうわけではないが、同性愛の男性が女装して、婦人用化粧品のコマーシャルに出てくるような社会は、キリスト教社会でもイスラム教社会でもあり得ない。日本だけがあってもいいという考え方はできない。」と発言し（以下「第3発言」といい、第1発言、第2発言及び第3発言を総称して「本件各発言」という。）、第3発言は「週刊ポスト」に掲載され、

インターネットを通じて全世界に広く配信された。

第3発言は、同性愛の男性が女装して、婦人用化粧品のコマーシャルに出演することは「キリスト教社会でもイスラム教社会でもあり得ない」という元知事独自の見解を根拠に、同性愛者やトランスジェンダーを含む性的少数者等が社会的存在として認識され得る社会を拒絶・否定し、性的少数者を排除する趣旨の発言である。

- (4) 元知事は、東京の首長として、メディアへの露出頻度も高く、発言が社会に与える影響が大きい公人であった。そして、元知事による本件各発言は、いわゆるヘイトスピーチであり、東京都内、国内、世界中に存在する性的少数者の個人の尊厳と平等を直接侵害し、本件各発言を契機に、他の者による性的少数者の権利を脅かす言論も惹起し、性的少数者に対する二次被害を生んでいる。このように本件各発言は、性的少数者の尊厳を害し、自尊心を奪い、その生存を脅かしている。
- (5) 性的少数者である申立人らは、元知事が本件各発言を撤回し、謝罪しなければ、精神的苦痛は慰謝されず、元知事が今後、このような発言を繰り返さないことを確約しなければ、人権侵害が救済されないと感じている。

#### 4 東京都による人権侵害

- (1) 元知事は、東京都の代表者として本件各発言をしたのであるから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）78条や会社法350条等を援用するまでもなく、公権力による人権侵害の阻止・救済という人権保障の理念から、東京都も本件各発言による人権侵害を是正する法的義務を負うのは当然である。
- (2) 第1発言及び第2発言について、東京都人権施策推進課の担当者が「知事が政治家として発言したことを事務方がコメントできるものではない」と発言し、東京都として本件各発言に関与しないかのようなコメントをする等、行政側（東京都）から元知事に対する要望・指導その他の動きが見受けられない。
- (3) 東京都議会において、二名の議員が質問や討論を行った以外に、第1発言及び第2発言を問題視して追及する動きがなく、東京都の人権侵害をいさめる役割が有効に機能していない。
- (4) 上記(2)及び(3)の事実から、東京都は行政・立法双方の側から、元知事による人権侵害を黙示に追認し、加担している。
- (5) 東京都は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」5条に基づき、人権教育・啓発に関する施策の策定と実施の責務を負い、東京都府中青年の家

事件の控訴審判決で「少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたる者として許されない」と指摘されながら、その後、性的少数者の人権を擁護し、教育・啓発する具体的・実質的な施策を取っていない。

## 5 警告の必要性

- (1) かねてから元知事は、東京都知事として民族差別発言や女性差別発言等、多くの差別発言を繰り返し、人権侵害だという批判を受けながら、本件各発言によって同性愛者等性的少数者に対する排除と蔑視を公に表明しており、多くの個人・団体から抗議や非難を受けているにもかかわらず、本件各発言を自発的に撤回したり、謝罪したりするという素振りすら見えない。本件各発言は、元知事がこれまで繰り返してきた差別発言の延長線上にある悪質なものと いわざるを得ず、警告を行う必要性は極めて大きい。
- (2) 東京都府中青年の家事件の控訴審判決後、東京都は性的少数者に関する実効的な人権擁護・啓発の措置をとっておらず、元知事によるこれまでの人権侵害発言を受けても、具体的に何らの手立てを講じてこなかった。公権力の行使者によって人権侵害発言が繰り返されるのは、自治体としての東京都に問題があるといわざるを得ず、警告を行う必要性は極めて大きい。

## 第4 調査の経過

### 2011年（平成23年）

- 9月16日 人権救済申立書受領
- 10月26日 予備審査開始
- 12月 8日 申立人らから未提出の疎明資料受領
- 12月28日 申立人らから追加資料受領

### 2012年（平成24年）

- 2月 1日 申立人らから追加資料受領
- 3月26日 本件各発言についての照会文書を東京都知事（当時は石原慎太郎氏）宛てに送付
- 5月 7日 東京都知事本局に対し、照会に対する回答を電話で要請  
同局政策課から照会には回答しないと電話で返答  
同課に対し、書面による回答を電話で要請
- 5月11日 同課から回答しない理由を含め書面での回答はしないと



電話で返答

- 9月11日 本調査開始
  - 10月25日 石原慎太郎氏が東京都知事を辞任
  - 12月17日 石原慎太郎氏が第46回衆議院議員総選挙で当選
- 2013年（平成25年）
- 3月26日 本件各発言についての照会文書を石原慎太郎氏及び東京都知事本局政策課宛てに改めて送付（具体的な回答がない場合は、照会内容について主張・反論はないと理解し、申立てについて判断する旨を付記）
  - 3月26日 申立人らに対して、申立ての内容等について照会文書を送付
  - 4月30日 申立人らから回答書（同年4月26日付け）を受領
  - 5月9日 東京都知事本局から、前回と同様に、照会に対しては回答しない理由も含めて回答しないと電話で返答
  - 5月10日 石原慎太郎氏の議員事務所に、照会に対する回答を電話で要請したが、同人の秘書から、東京都と同様に、照会に対しては回答しない理由も含めて回答しないと返答

## 第5 相手方からの反論・主張等

相手方は、本件各発言についての二度にわたる照会に対し（2013年（平成25年）3月に行った二度目の照会では、具体的な回答がない場合は、照会内容について主張・反論はないと理解して申立てについて判断する旨を付記した。）、いずれもその回答を拒否するだけでなく、回答を拒否することを文書で示すことも拒否し、回答を拒否する理由について明らかにすることも拒否する等、何らの見解も明らかにしなかった。そのため、相手方からの反論・主張及び相手方から提出された証拠は一切ない。

しかし、相手方らのうち元知事が、上記二度目の照会を行う約2か月前の2013年（平成25年）1月24日に株式会社幻冬舎（代表取締役社長見城徹）から発売された月刊誌「GOETHE（ゲーテ）」2013年3月号に執筆した記事「男の粹な生き方第22回」（18～21頁）において、同性愛について「ある遺伝学者から遺伝学的に同性愛の存在は避けられないものだと教えられたんだ」「それを知るまで僕はホモセクシュアルに関して無知故に強い偏見を持っていて軽蔑までしていたが、それを知らされて今までの自分を反省してもいる」「しかしホモの人たちがそれで幸せかというところでは思わない」「一般には異端な存在だから当

然肩身の狭さがあるに違いない」「自分自身の子孫を持ち得ないというのは端から見れば気の毒というよりない。そしてその負い目を彼等は密かにだろろうが感じているに違いない」等と述べているのが確認された。

## 第6 当委員会による事実の認定

### 1 東京都知事及び東京都について

東京都知事は、東京都の住民による直接投票により選出され、東京都の首長として、地方公共団体である東京都を統轄し、代表する（地方自治法148条）独任制の執行機関である。地方公務員法の適用がない特別職の地方公務員であり、行政委員会職員等を除く知事部局職員に対する人事権を有している。一方、東京都議会は地方自治法上の議会であり、東京都の議決機関である。東京都議会は、総議員の三分の二以上の出席で、その四分の三以上の同意で東京都知事の不信任を議決することができるが、これに対して東京都知事は東京都議会を解散することができる（同法178条）。

### 2 元知事である石原慎太郎氏について

相手方である元知事は、1968年（昭和43年）の参議院議員選挙で初当選後、任期途中の1972年（昭和47年）に参議院議員を辞職し、同年の衆議院議員選挙で当選した。しかし1975年（昭和50年）に衆議院議員を辞職し、同年の東京都知事選挙に立候補したが落選。翌1976年（昭和51年）の衆議院議員選挙で当選し、環境庁長官、運輸大臣を務めたが、1995年（平成7年）に再び衆議院議員を辞職した。

その後、1999年（平成11年）に東京都知事選挙で当選し、2011年（平成23年）の東京都知事選まで4回連続当選したが、翌2012年（平成24年）10月、新党を結成するとして任期途中で東京都知事を辞職した。辞職後は、同年12月の衆議院議員選挙で当選し、現在は衆議院議員であり、政党「日本維新の会」の共同代表を務めている。

### 3 元知事による第1発言について

- (1) 2010年（平成22年）12月4日付け毎日新聞朝刊23面記事「青少年条例 都に成立求め要望書」は、元知事が東京都知事であった同年12月3日、18歳未満の青少年の福祉を害するおそれがある書籍、雑誌、映画、がん具等の販売、頒布、貸付、観覧等について、自主規制を求めたり、不健全であることを指定したりすること等を定める東京都青少年健全育成条例について改正案の成立を求める要望書を提出するために東京都庁を訪れた東京都小学校PTA協議会等5団体の代表者に対して「子供だけじゃなくて、テレ

びなんかにも同性愛者が平気で出るでしょ。日本は野放図になり過ぎている。使命感を持ってやります」等と発言したと報道した。

申立人らは、この第1発言が都政記者クラブ所属の毎日新聞社の記者に対するものだと指摘するが、上記記事によると、第1発言は元知事に要望書を提出した東京都小学校PTA協議会等5団体の代表者に対する発言であり、それを毎日新聞の記者が取材し、記事化したものである。

(2) この報道について元知事及び東京都知事本局政策課は、当連合会が「事実関係に関して具体的な御回答がいただけない場合、当連合会としては、照会内容に対して貴殿から主張・反論することはないと理解した上で、引き続き調査を行い、判断することになります」と明記して事実関係等の確認を求める照会を行ったにもかかわらず、書面による返答には応じず、一切の回答を拒否し、回答を拒否する理由についても照会に応じず、一切明らかにしなかった。

(3) 元知事が第1発言及び第2発言のような内容の発言をしたことについて、同年12月21日付けの東京新聞朝刊22面に「施策と矛盾 石原発言」「人権週間に同性愛者蔑視」との見出しの特集記事が掲載された。この特集記事及び上記の2010年（平成22年）12月4日付け毎日新聞朝刊記事によると、元知事の第1発言は、東京都青少年健全育成条例の改正問題が議論されている中、東京都庁において、同条例の改正を求める団体の代表者らから条例改正案の成立を求める要望書を受け取る際の発言であり、東京都知事としての発言であったと認められる。一方で、元知事が第1発言のような内容の発言をした事実がないことをうかがわせる事情は認められない。

したがって、当委員会は、元知事が上記の2010年（平成22年）12月4日付け毎日新聞朝刊記事で報道された発言（第1発言）をした事実があり、同発言は東京都知事としてなされた発言であると判断する。

(4) 当委員会の調査並びに申立人らが提出した証拠及び資料等から、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のホームページやブログに元知事の第1発言に対する批判が掲載されていることは確認できたが、元知事が第1発言をしたことあるいは第1発言の内容が「インターネットを通じて全世界に広く配信された」と判断できる事実までは確認できなかった。

#### 4 元知事による第2発言について

(1) 2010年（平成22年）12月8日付け毎日新聞朝刊28面記事「同性愛者『気の毒』 石原知事が発言」は、元知事が東京都知事であった同年12月7日、上記3の(1)の発言の真意を確認する記者の質問に対して「(同性愛

者は) どこかやっぱり足りない感じがする。遺伝とかのせいでしょう。マイノリティーで気の毒ですよ」等と発言し、更に過去に米国サンフランシスコを視察した時の記憶として「ゲイのパレードを見ましたけど、見てて本当に気の毒だと思った。男のペア、女のペアあるけど、どこかやっぱり足りない感じがする」等と話したと報道した。

(2) この報道についても元知事及び東京都知事本局政策課は、当連合会が上記3の(1)の発言とともに事実関係等の確認を求める照会を行ったにもかかわらず、書面による返答には応じず、一切の回答を拒否し、回答を拒否する理由についても一切明らかにしなかった。

(3) 上記3の(3)のとおり、元知事が第1発言及び第2発言のような内容の発言をしたことについて、東京新聞が特集記事を掲載した。そしてこの特集記事及び2010年(平成22年)12月8日付け毎日新聞朝刊記事によると、元知事の第2発言は、第1発言の真意を確認する記者からの質問に対してなされた発言である。第1発言が東京都知事としてなされた発言であると認められ、第2発言がその真意についての発言である以上、第2発言も、第1発言を補うものとして、東京都知事としての発言であると認められる。一方で、元知事が第2発言のような内容の発言をした事実がないことをうかがわせる事情も認められない。

したがって、当委員会は、元知事が上記の2010年(平成22年)12月8日付け毎日新聞朝刊記事で報道された発言(第2発言)をした事実があり、同発言は東京都知事としてなされた発言であると判断する。

(4) また、第2発言が元知事による第1発言の真意を確認する記者の質問に対して答えた発言だと報道されたことについても、元知事及び東京都知事本局政策課のいずれからも何ら回答はなく、そのよう発言ではないことをうかがわせる事情も認められない。したがって、第2発言は、元知事が第1発言のような内容の発言をしたことを認めた発言であると位置付けることもできる。

(5) 当連合会の調査並びに申立人らが提出した証拠及び資料等から、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のホームページやブログに元知事の第2発言に対する批判が掲載されていることは確認できたが、元知事が第2発言をしたことあるいは第2発言の内容が「インターネットを通じて全世界に広く配信された」と判断できる事実までは確認できなかった。

## 5 元知事による第3発言について

(1) 「週刊ポスト」2011年(平成23年)2月25日号45頁以下に掲載された記事「我欲の時代だからこそ軍隊経験で修練を」は、見出しの横に「石

原慎太郎（作家・東京都知事）」と記載し、同人の写真を掲載する等、元知事を筆者（発言者）とする記事だと認められる。

同記事で元知事は「我欲を満たすための野放図な害毒は日本を駄目にする。必ずしも取り締まればいいわけではないが、諸外国では目にしないようなものが、メディアにもインターネットにも横行しているようでは、やはりおかしいといわざるを得ない」と述べた上で「同性愛の男性が女装して、婦人用化粧品のコマーシャルに出てくるような社会は、キリスト教社会でもイスラム教社会でもあり得ない。日本だけがあってもいいという考え方はできない」等と指摘している。

そして、元知事はこの指摘に続けて、東京都青少年健全育成条例による規制の必要性について「私はここで規制される近親相姦や変態的なものであっても、描くなどはいっていない。ただ、子供の目に触れないところに置けとだけだ」「活字ではなく視覚的にわかりやすい形で子供たちの目に触れるのはよくないし、だいたいそういうものが一般的に手に入る場所で売られているのは日本くらいです。インターネットにもそういうものがあるというなら、それも何とかしなければいけないと思う。これは国家の問題だ」等と指摘している。

- (2) この記事についても元知事及び東京都知事本局政策課は、当連合会が上記1及び2の発言とともに事実関係等の確認を求める照会を行ったにもかかわらず、書面による返答には応じず、一切の回答を拒否し、回答を拒否する理由についても一切明らかにしなかった。一方で、報道された第3発言のような内容の発言を元知事がした事実がないことをうかがわせる事情は認められない。

したがって、当委員会は、上記の「週刊ポスト」2011年（平成23年）2月25日号掲載記事が、元知事を筆者（発言者）とするものであり、元知事が同記事に記載された内容の発言（第3発言）をしたと判断する。

- (3) そしてこの記事で、元知事は「日本のアイデンティティは何かと問われると、今は『我欲』しかない。金銭欲、物欲、そして性欲。それは衝動的な感情にすぎないが、それを増幅し、媒介しているのが携帯、あるいはパソコンです。テレビでは、温泉、グルメ、お笑いばかり。これは好ましいことではない」「携帯、テレビ、パソコンのバーチャルな対人関係によって、あまりにもひ弱になってしまった者たちには、意思に反して強いられる肉体的制約が必要なのです」等と個人的な見解を披瀝している。

しかし一方で、リード部分では「石原慎太郎・東京都知事」と紹介され、

「私は竹下内閣で運輸大臣を務めたが、当時、消費税を導入したことで、選挙でひどい目にあった。その経験もあったのだろうが、最近の政治は国民におもねり、我欲にひれ伏すようになった」「自民党が野に下っていた94年に、私は党の政策大綱案として『二十一世紀への橋』という論文を書いた。その中で、高校を卒業した年齢の子供は、1年間か2年間、軍隊か警察か消防に入る義務を課すべきだと記した」「若者を救うためには、軍役に就かせるか、あるいは警察、消防、海外協力隊でもいいが、連帯作業の役務に就かせて修練させる制度が効果的だ」等と、政治家としての政治姿勢や考え方等について一人称で言及している。その上で「我欲を満たすための野放図な害悪」として「同性愛の男性が女装して、婦人用化粧品のコマーシャルに出てくる」ことを取り上げ、東京都の青少年健全育成条例による規制の必要性について上述のように主張している。

当委員会は、同記事の内容から、同記事が東京都知事として書かれた記事であり、記載内容は東京都知事としての発言であると判断する。

- (4) しかし、当連合会の調査並びに申立人らが提出した証拠及び資料等から、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のホームページやブログに第3発言に対する批判が掲載された事実は認められず、元知事が第3発言をしたことあるいは第3発言の内容が「インターネットを通じて全世界に広く配信された」という事実も確認できなかった。

#### 6 元知事の発言に対する東京都の対応について

当連合会からの照会に対して、東京都は一切の回答を拒否し、何らの事実の摘示も行わなかった。そのため、元知事の本件各発言に関して東京都や東京都議会がどのような対応をしたのか、あるいは何ら対応をしなかったのか、詳細は不明である。

一方で東京都の青少年健全育成条例は2010年（平成22年）の12月都議会で改正案が可決されが、可決された改正案において、同性愛者等性的少数者の存在を社会から排除したり、性的少数者を蔑視してその心の平安と生活の平穏を奪ったりするとみられる内容は認められない。また、元知事の本件各発言を受けて、本件各発言の内容を施策として実現するために東京都が何らかの具体的対応を取った事実も認められなかった。

しかし、申立人が提出した証拠（東京都議会会議録）から、東京都議会の対応について、以下の事実が認められた。

- (1) 東京都議会の福士敬子議員（当時）が2010年（平成22年）12月8日、都議会の一般質問において「都小P協の要請時、知事が、テレビに同性

愛者が平気で出ると発言されたとの報道がありました。条例案を勘違いされていませんか、伺います。発言の趣旨はどんな思いでおっしゃったのか、お答えをいただきたいというふうに思います」と質問し、青少年・治安対策本部長が「本条例案に性交等につきまして、同性か異性であるかということについて何ら変わりはありません」と答弁した。

(2) 東京都議会の星ひろ子議員（当時）が2010年（平成22年）12月15日、都議会において「女性を蔑視する発言を繰り返したり、セクシャルマイノリティーを否定するような態度をとる政治家や社会的地位のある男性、それを大目に見ている大人たちが作り上げている社会のあり方そのものが問題です」と発言した。ただし東京都議会会議録から、この発言が明示的に元知事の本件各発言に言及している事実は認められなかった。

#### 7 元知事の本件各発言における「同性愛者」について

元知事が言及する「同性愛者」が、「生物学上の性別と性自認は一致しており、性的指向が同性愛である同性愛者」を指しているのか、「生物学上の性別と性自認が一致せず、生物学上の性別を性自認に一致させようとし、性自認を基準とした性的指向は異性愛である性同一性障害者」を指しているのか、明らかではない。むしろ「同性愛者」と「性同一性障害者」の違いを明確に理解しないまま混同している可能性もある。しかし、発言内容や発言の前後の文脈から「性的少数者」を指しているとは認められる。

#### 8 元知事の本件各発言の社会的反響

当連合会の調査並びに申立人らが提出した証拠及び資料によると、報道については、日本国内で特集記事による新聞報道がなされたことが認められたが、インターネットによるものを含めて日本国内の報道機関が海外に向けて配信・報道した事実や海外の報道機関が配信・報道した事実は確認できなかった。

一方、抗議の動きについては、国際的に人権救済活動を行う非政府組織（NGO）の日本支部が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のホームページにおいて、第1発言及び第2発言を「国際人権基準上許されない」差別発言として取り上げている。そのほかは、性的少数者の人権保障を訴える日本国内の民間団体が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のブログやホームページにおいて、抗議活動や抗議活動の報告を行っていることが確認できるにとどまり、そのような報告の中で、海外からの抗議の声を紹介しているものも確認できた。しかし、本件各発言が日本国内外において社会的に大きな反響を呼んでいると認められるような抗議の動きまでは確認できなかった。

具体的には、下記(1)～(8)のような報道、抗議の動き等の事実が認められた。

- (1) 2010年(平成22年)12月21日付け東京新聞朝刊22面に「施策と矛盾 石原発言 人権週間に同性愛者蔑視」という見出しの記事が掲載された。

同記事は「東京都の青少年健全育成条例改正問題の渦中に発せられた石原慎太郎知事の『同性愛者への蔑視発言』が論議を呼んでいる」として、第1発言及び第2発言を取り上げ、これに対する抗議の動きや関係者の反応等をまとめた上で「人間の多様性を受け止められない狭量さと差別意識は表裏一体。差別することで快感を得る人が増えているとすれば極めて危険だ」と指摘している。

- (2) 「レインボーアクション(旧石原都知事の同性愛者差別発言に抗議する有志の会)」という団体が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のブログにおいて「【YouTube 公開】石原都知事の同性愛者差別発言、なにが問題か?」というタイトルで、第1発言及び第2発言に対する抗議行動や抗議集会の告知を行うとともに、その様子を動画で紹介する等の活動を行っていた。
- (3) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの家族や友人による「LGBTの家族と友人をつなぐ会」という団体が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のブログにおいて「石原東京都知事に抗議文を送りました!」というタイトルで、東京都人権部等に送付した抗議文を掲載していた。
- (4) 「“共生社会をつくる”セクシャル・マイノリティ支援全国ネットワーク」という団体が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のブログにおいて「石原東京都知事に抗議文・要望書を提出しました」というタイトルで、東京都に提出した抗議文・要望書を掲載していた。
- (5) 「NPO法人アカー(動くゲイとレズビアンの会)」という団体が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のホームページにおいて「声明:石原知事の個人的感情が東京都の人権施策を歪めないことを望む」というタイトルで、元知事に提出した要望書を掲載していた。
- (6) 「レインボーアクション(旧石原都知事の同性愛者差別発言に抗議する有志の会)」という団体が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のブログにおいて「【日本語訳が付きました】ニューヨーク市議会議長でオープンリー・レズビアンのクリスティン・クインさんが、石原都知事の同性愛者差別発言にコメント」というタイトルで、ニューヨーク市議会議長のクリ



スティン・クインからY氏に宛てた、元知事の発言を批判する英文の書簡とその翻訳文等を掲載していた。

- (7) アムネスティ・インターナショナル日本が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のホームページにおいて発表した国連自由権規約人権委員会に対する報告期限を控えた日本政府に対し、「性的指向と性自認を理由とした差別の撤廃に向けた姿勢を明確にし、直ちに必要な措置を講じるよう要請する」声明の中で、元知事の第1発言及び第2発言を「国際人権基準上許されない」差別発言として取り上げていた。
- (8) オンラインニュースを配信する株式会社ジェイ・キャストが運営するインターネット上のニュースサイト「J-CASTニュース」において、東京都の青少年健全育成条例をめぐるタレントのZ氏の発言を紹介する日本語の記事「石原都知事に『あの発言は狂っている！』Z、青少年条例で激怒」の中で、元知事の第1発言及び第2発言についてZ氏が「言ってみれば狂っているよ、この発言は」と発言し、元知事が進める青少年健全育成条例改正の動きについて「全て信憑性なくなるよね。あの発言は狂ってますよ」と発言したことが紹介されている。

## 第7 当委員会の判断

### 1 性的少数者の権利

#### (1) 憲法

性的指向や性自認は人の性や生き方そのものにかかわるものであり、個人の尊厳の根幹部分をなし、人格的生存に必要不可欠なものである。

憲法13条は、その前段において個人の尊重を、その後段において幸福追求の権利を規定しており、人がいかなる性的指向あるいは性自認を持つかは、公権力による干渉を受けることなく保障されるべきであり、憲法13条によって保障されているものと解される。

また憲法14条1項は、法の下での平等を規定し、全ての国民が差別されないことを保障している。憲法14条の平等理念により、全ての人が性的指向や性自認にかかわらず、差別されることなく、あらゆる人権を享有できることが保障されているものと解される。

このように性的少数者の権利保障は、憲法13条及び14条に法的根拠を有している。

#### (2) 自由権規約

国連の自由権規約人権委員会は2008年（平成20年）10月30日、

日本政府からの第5回定期報告に対して、以下のような最終見解を採択した。

「委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（性転換）の雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育、その他法により定められた分野（例えば公営住宅法第23条1項が婚姻または婚姻関係にない異性のカップルのみを対象としているため、婚姻していない同性カップルが公営住宅を借りられない例や、配偶者暴力防止法が同性のパートナーによる暴力からの保護を排除している例にあるように）における差別に懸念を有する。（第2条1項及び第26条）

締約国は、規約第26条に関する委員会の解釈に則り、差別を禁止する事由に性的指向が含まれるように法律を改正することを検討し、未婚の異性の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われることを確保すべきである」（外務省仮訳）

すなわち「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」と規定する自由権規約26条は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（性転換）等の性的少数者に対する差別も対象としているのであり、自由権規約を批准している日本では、国際人権上も、性的少数者の人権が保障されている。

なお、国連人権理事会は2011年（平成23年）6月17日、性的少数者の権利に関する初の国連決議である「人権と性的指向・性自認」の決議を採択し、世界各地で発生している性的指向や性自認を理由とする暴力行為や差別への懸念を表明した。日本政府はこの決議に賛成しており、国際社会において性的少数者の権利を保障する立場をとっている。

### (3) 国内法

性的少数者に関する法律として「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、2004年（平成16年）7月16日から施行されており、一定の要件を満たす性同一性障害者は法令上の性別の取扱いを他の性別に変更することが認められるようになった。

### (4) 人権啓発活動

法務省が毎年実施する人権啓発活動では、各年の強調事項を定めており、その強調事項には「性的指向を理由とする差別をなくそう」「性同一性障害を

理由とする差別をなくそう」との項目が含まれている。2013年（平成25年）の強調事項にも、同項目が含まれている。

(5) 日本弁護士連合会

当連合会は、性同一性障がいをもつ受刑者からの人権救済申立事件において、2009年（平成21年）9月17日に黒羽刑務所長宛てに、2010年（平成22年）11月9日に東京拘置所長宛てに、それぞれ性同一性障がいをもつ被収容者の性自認を尊重した処遇を行うよう勧告している。

(6) 小括

以上のように、性的少数者の権利（性的指向や性自認を自己決定する権利）は、憲法13条や14条、国際人権規約等により保障されている。そして、一部ではあるものの、それに沿った立法も行われている。

2 元東京都知事石原慎太郎氏による人権侵害

(1) 発言の内容と差別性

第1発言は、東京都青少年健全育成条例の改正案成立を求める要望書を提出する東京都小学校PTA協議会等5団体の代表者に対する発言である。これは元知事が、規制の対象は異なるものの、テレビ等に性的少数者が出演すべきでないとの自身の考え方を背景として、その出演を規制していくことについて、使命感をもって行っていくとの趣旨であると認められる。

この発言は「性的少数者はテレビ等に出演すべきではない存在なのだ」という誤った認識を社会に与えるものであり、ひいては性的少数者を社会から排除すべきとの差別を招きかねないものである。

第2発言は「性的少数者が遺伝等により、それ以外の者より劣る存在である」との認識を元知事が表明したものと認められる。

この発言は、聞いた者が性的少数者は人間として不十分だと受け止めてしまう危険性があり、性的少数者に対する差別を助長する発言である。

特に第2発言は、第1発言の真意を確認した新聞記者に対しての発言であり、第1発言を反省するどころか、さらに性的少数者を差別する発言を重ねたものであり、元知事の性的少数者に対する差別意識の強さがうかがえる。

第3発言は「同性愛の男性が女装して、婦人用化粧品のコマーシャルに出演するような社会は認められない」との認識を元知事が表明したものと認められる。

なお、第3発言において元知事は「差別でいうわけではないが」と断りを行っているが、このような文言によって内容の差別性が解消されるものではない。元知事は、自身の発言が社会的には差別と評価されると認識していた

からこそ、このような断りを行ったともいえる。

このように本件各発言は、元知事が東京都知事として行った発言である。そして、その内容は「性的少数者は、それ以外の者より劣る存在である」との考え方を背景として、元知事が「性的少数者は、テレビ等の公の場に出演すべきではない」と指摘するものであり、性的少数者を蔑視し、社会から排除しようとする差別発言である。

本件各発言は、元知事が東京都知事という社会的な影響力を有する立場で行ったものであるから、これらを聞いた者に性的少数者は差別をしても良い対象なのだと誤解させる危険性を持つ発言である。

## (2) 本件各発言による社会的反響

第1発言及び第2発言については東京新聞が特集記事による報道を行っている。

また、アムネスティ・インターナショナルの日本支部が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のホームページにおいて、元知事の第1発言及び第2発言を「国際人権基準上許されない」差別発言として取り上げているほか、性的少数者の人権保障を訴える日本国内の民間団体が、インターネット上のウェブサイト開設した日本語のブログやホームページにおいて、抗議活動や抗議活動の報告を行っている。

このように本件各発言は、差別の対象とされた性的少数者が抗議を行っているほか、国内報道機関がその差別発言性を指摘し、海外からも批判がなされている。

## (3) 人権侵害性

性的少数者が、憲法13条、憲法14条及び自由権規約26条等により、公権力に干渉されることなく、いかなる性的指向あるいは性自認を持つことができ、その性的指向や性自認にかかわらず差別されることなく、あらゆる人権を享有できることが保障されていることは、上記(1)で述べたとおりである。

それに対して、本件各発言は、多様な性的指向や性自認を認めず、性的少数者の人権を否定し、その社会進出を拒否し、排除しようとするものである。

東京都知事の発言の影響力は大きく、本件各発言は、性的少数者は排除されるべきであるとの差別意識を醸成し、性的少数者に対する蔑視や差別を助長する危険性を包含するものである。

したがって、本件各発言は、憲法13条、憲法14条及び国際人権規約等により保障される性的少数者の権利(性的指向や性自認を自己決定する権利)

を侵害する発言であることが明らかである。

### 3 東京都による人権侵害

(1) 申立人は、①元知事が東京都の代表者として本件各発言をしたのであるから、行政機関としての東京都には、公権力による人権侵害の阻止・救済という人権保障の理念から、本件各発言による人権侵害を是正する法的義務があるにもかかわらず、元知事に対して要望・指導その他の動きがない、②東京都議会にも、福士敬子議員及び星ひろ子議員が都議会で質問や討論を行った以外に、第1発言及び第2発言を問題視して追及する動きがなく、行政機関としての東京都の人権侵害をいさめる役割が有効に機能していないことから、東京都が行政・立法双方の側から元知事の人権侵害を黙示に追認し加担しているとする。

(2) しかし、東京都知事は、東京都民の直接選挙によって選ばれているのであって、都知事は直接都民に対して責任を負うものである。

また、都道府県知事は独任制の機関であり、包括的な事務処理権限を有し、当該地方公共団体（東京都）を統轄・代表するものである。さらに、都道府県知事は特別職の公務員であり、地方公務員法等において一般的な分限・懲戒規程は制定されていない。そのため、東京都知事が一般職の地方公務員であれば懲戒処分に当たるような行為をしたとしても、責任の追及方法として懲戒処分手続は定められておらず、本件各発言について、行政機関としての東京都が都知事に懲戒処分手続等を行い発言の訂正や是正を求めることはできない。

したがって、行政機関としての東京都が、元知事の発言の訂正や是正を求めないという不作為のみをもって、行政機関としての東京都の人権侵害性を認めることは難しい。

(3) 一方で、東京都議会は、東京都知事に対する不信任決議権を持っているが、不信任決議権を行使するか否かは政治的な判断であって、元知事の個人的な見解を披瀝したものといえる本件各発言に対して、不信任決議権を行使する義務が発生するものではない。また、本件各発言に対して、複数の議員が質問や討論を行っているのであって、東京都議会は一定程度、本件各発言についての追及を行っていることが認められる。

したがって、東京都議会在が不信任決議権を行使しなかったという不作為をもって、東京都議会在の人権侵害性を認めることは難しい。

(4) いずれにしても、東京都知事が本件各発言を超えて性的少数者をテレビや社会等から排除すべく東京都の具体的な施策に対して影響力を及ぼすような

事態になった場合はともかく、そのような具体的な状況にまで至っていない状況では、東京都が東京都知事に対して要望・指導をしなくてはならないとまではいえない。

したがって、東京都が、行政・立法双方の側から元知事の人権侵害を黙示に追認し加担しているとは認められず、当連合会が救済措置を行う必要性までは認められない。

#### 4 救済措置の必要性

本件各発言は、性的少数者の権利を侵害し、その社会進出を拒否し排除しようとするものであり、元知事が東京都知事として行ったことから、その影響力も大きい。また、元知事は現在、既に東京都知事ではないが、衆議院議員であるとともに、日本維新の会という政党の共同代表という公人の立場であり、そのような立場であることから、その発言は社会に対して大きな影響力を有している。

しかし、元知事は、本件各発言について、当連合会が二度にわたって行った照会に対して回答を拒否し、本件各発言について撤回や謝罪も行っていない。その一方で元知事は回答を拒否していた時期に、雑誌に執筆した記事において、同性愛者に偏見を持っていたことを「反省してもいる」と述べてはいるが、その前後の文脈を含めると第2発言と同旨の同性愛者に対する差別意識を前提としたものといわざるを得ず、東京都知事としての本件各発言を撤回あるいは謝罪したものとも認められない。

さらに、当連合会はこれまで元知事に対し、東京都知事であった2000年（平成12年）8月31日にいわゆる「三国人発言」において差別的発言をすることのないよう要望し、同じく東京都知事であった2003年（平成15年）12月25日にはいわゆる「ババア発言」において、差別発言であるとして直ちにしかるべき方法によって発言を撤回し謝罪する措置をとることを求めるとともに、今後このような差別発言をすることのないように警告している。それにもかかわらず元知事は、差別の対象は異なるものの、今回も差別発言に及んでいるのであるから、当連合会がこれまで行ってきた措置に対して真摯に対応していないと認められる。

#### 5 まとめ

以上のとおり、元知事に対し、改めて反省を求めるため、別紙警告書記載のとおり警告するのが相当である。

また、東京都に対しては、前記第7の3のとおり人権侵害性を認定できないため、この点に関する措置は行わないのが相当である。

以上